

令和4年2月8日

橿原市学校体育施設開放事業

利用団体各位

橿原市役所 スポーツ推進課

## 橿原市学校体育施設開放事業における施設利用制限の強化について

平素は、橿原市学校体育施設開放事業についてご理解ご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、市内における新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大により、小中学校において学級閉鎖などの対応を迫られ、一部の利用団体からは陽性者が発生したとの報告を受けています。このような状況を踏まえ、本事業につきまして下記のとおり施設利用制限を強化することといたしました。利用団体の皆さまにおかれましては、ご不便をおかけしまして大変心苦しい限りではございますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

1. 対象施設 市内小学校及び中学校の学校体育施設
1. 利用可能団体 中学生以下の市民が主体で活動をしている団体（別紙1. 参照）
1. 利用条件
  - ・利用可能な者は、市内在住者に限る。
  - ・利用者は中学生以下のみで構成し、監督・コーチ等指導者を含む大人は、運営上必要最小限の参加とし、保護者は送迎以外、校内へ入場できないこととする。
  - ・利用可能時間は、原則として平日1時間程度、週休日・祝日2時間程度とする。
  - ・感染防止対策を講じた上で、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動すること。
  - ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないこと。
  - ・練習の直前までや練習終了直後、練習中のミーティング、休憩時、更衣時のマスクの着用または、2m以上の距離の確保を徹底する。
  - ・水分補給の際は、他人との距離を配慮するとともに、タオルやコップ、ゼッケン、スクイズボトル等の共用を避ける。
  - ・対象施設内において、練習試合を含む対外試合、他団体との合同練習等は不可とする。
  - ・別紙「2. 濃厚接触の防止」を参考に、最大限の感染拡大防止措置を講じること。
1. 期 間 令和4年2月8日（火）から当面の間
  - ※制限の内容等を変更する場合は、別途通知します。（裏面に続く）

【問合せ先】〒634-0075 橿原市小房町11-5  
橿原市役所 魅力創造部  
文化・スポーツ局 スポーツ推進課  
TEL：0744-29-8019／Email：sports@city.kashihara.nara.jp

## 1. 利用可能団体について

団体	利用可否	備考
利用者が小・中学生以下のみの団体	利用可	指導者は必要最低限の人数とする。
利用者が高校生以上のみの団体	利用不可	
利用者が子どもから大人まで混在する団体	利用不可	ただし、小・中学生以下と必要最低限の指導者のみに限定する場合は、利用可とする。

## 2. 濃厚接触の防止

あらかじめ陽性者が判明した場合を想定し、以下の濃厚接触者の4つの要件に該当しないよう対策を講じてください。様式1により施設利用日ごとに利用者（生徒・児童・指導者を含む）の名簿を作成し、適切に感染拡大防止対策が講じられていることを記録し、各団体で保管してください。また、これらの対策を講じることが困難である場合は、施設利用を自粛するなど適切に判断してください。

## 【濃厚接触者の要件】（奈良県教育委員会作成のチェックリスト項目）

- 必要な感染予防策（マスク等）なしに1m以内で15分以上の接触があった者  
※鼻出しマスクや顎マスク等、不適切な状態になかったかについても確認する
- 時間に関係なく、マスクを着用せずに会話した者
- 適切な感染対策をせずに、対面で飲食を行った者
- 車内を含む、換気が不十分な空間で接触があった者

## 3. 利用団体（チーム）内で陽性者が判明した場合の対応

利用団体（チーム）内で陽性者が判明した場合は、速やかに保健所に連絡し、スポーツ推進課にもご一報をお願いします。